

し、ただちに採決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって本案は委員付託および討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

議長(石川信義君) これより議案第十一号福生市都市計画街路築造基金条例を廃止する条例を採決いたします。

本案は原案どおり決するに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第十一号は原案どおり可決いたしました。

議長(石川信義君) 次に日程第十五議案第十一号福生市市の木、市の花選定審議会条例を議題といたします。

朗読を省略し本案について提案理由の説明を求めます。

福生市議会

企画調査室主幹生子国利君

(企画調査室主幹生子国利君登壇)

企画調査室主幹(生子国利君) 議案第十一号福生市市の木、市の花選定審議会条例につきまして説明を申し上げます。

提案理由につきましては市長が施政方針で申しあげましたとおり内容に基づきまして市の緑化をはかるため本条例を必要として提出したわけでございます。

第一条につきましては目的でございます。第二条につきましては委員十五名位をもつて組織するということ、第三条は会の会長あるいは事務内容的なものでございます。第四条では会議の関係、第五条、第六条につきましては事務関係処理についての措置でございます。

なおこの条例の施行にあたっては附則でうたっておりますように昭和四十一年五月一日から審議会を発足させたいと考えております。以上簡単でございますが本案の提案理由の説明といたします。

議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終了しました。これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

議長(石川信義君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案オ十一号については委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま中里元一君から

所定の賛成者を得て本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決するに「異議ございませんか」。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって本案は委

員会付託および討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

議長(石川信義君) これより議案オ十一号福生市市の木、市の花選定審議会条例を採決いたします。

本案は原案とおり決するに「異議ございませんか」。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案オ十号は原案とおり可決いたしました。

議長(石川信義君) 次に日程オ十六議案オ十二号財産の交換譲与、無償貸付等に関する条例を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明をお願いします。総務課長 高水求君

(総務課長 高水求君 登壇)

。総務課長(高水求君) 議案オ十二号につきまして説明を申し上げます。

福生市の財産の取得および管理についての範囲ならびに方法につきましては、従来定めがなかったわけでございますが、財産につきましては非常に重要なことでありますので、また地方自治法にも条例で規定するようになっております。本条例につきましてはかねてから都の指導等もございました。また先進市におきましてはもうこのことで

でございますが、すでに市制を施行してあります久留米、東大和市におきましてもそうした条例を制定してあります。本市におきましても地方自治法の規定に基づきまして自治省から示された条例の準則に基づきまして本条例を制定いたしまして、適切な地方行財政の運営をばかうとするものでございます。

条文につきまして概略的に申しあげますと、オニ条は普通財産の交換ができる場合を規定してございしますが、市、国、地方公共団体等におきまして公共用等に供するために必要である場合は、市の普通財産を市以外の者が所有する財産と交換ができるという規定でございします。オ三条は普通財産の譲与または減額譲渡する場合の規定でございしますが、市の普通財産を国または地方公共団体等に公共用として譲渡する場合とかあるいは行政財産の維持、保存の費用を負担した団体に対し、行政財産を廃止して生じた普通財産を当該団体に譲渡するときとか、あるいは寄付された財産を当該寄付者に譲渡するときとか、国から譲渡された普通財産を国に対する寄付者に譲渡するときとか、市の

事務の補助的な団体に譲渡する等は無償または低価格で譲渡することができるというところ、オ四条からオ五条につましては普通財産の無償もしくは減額貸付または貸付料の減免、権利金の減免等でございます。国、地方公共団体その他市の補助的な団体が市の普通財産を公共用に供するときは無償もしくは減額貸付ができるということ、またこのような場合には権利金の減免ができるという規定でございします。オ七条からオ九条までは物品の交換、譲与、貸付等の規定でございしますが、市が物品を必要とする場合他の物品と譲与、交換ができること、また物品を市以外の者に公益上から譲渡するとき、もしくは寄付物品の用途廃止にともなう当該物品を寄付者に譲渡するようなときは低価格もしくは無償で譲渡することができるとあるいは公益上必要な場合は無償または低価格で貸付けることができるということをこの条例で規定しようとするものでございします。

附則におきましてはこの条例の公布日をうたつております。

以上雜ばくでございしますが本案の大綱をご説明申しあげた次第でございます。よろしく慎重に審議をいただきましてご決定くだ

さるようお願ひ申しあげまして説明にかえてせていたします。

議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

議長(石川信義君) 八番中里元一君

八番(中里元一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案オ十三号については総務委員会に付託し審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま中里元一君か

ら所定の賛成者を得て本案は総務委員会に付託し審査せしめられたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案オ十二

号は総務委員会に付託することに決定いたしました。

議長(石川信義君) 次に日程オ十七議案オ十三号福生市保育所条例を議題といたします。

朗読も省略し、本案について提案理由の説明をお願いします。

福祉事務所長 森田 猛 君

(福祉事務所長 森田 猛 君 登壇)

福祉事務所長(森田 猛 君) ご指名によりまして議案オ十三号福生市保育所条例につきまして説明申しあげます。

ただいま建設中でございます。仮称下河原保育園が、おかげでまもなく四月一日より開園する予定になっておりますので、それにもないまして現在まででございます。福生市保育園条例を全文改正しようとするものでございます。

内容は三カ条に分れているわけでございますが、オ一条は設置の目的でございます。児童福祉法の三十五条で知事の認可を得る児童福祉施設を建設することができるといことでございます。オ二

条は名称と位置でございませう。別表のように定めるといふこと、才
三条は委任事項でございまして両保育園に入所する子供の定員とか
費用の負担それから保育所としての児童福祉法および福祉施設の
最低基準等は市長が別に定めようとするものでございませう。なお
この条例は昭和四十六年四月一日から施行し、福生市保育園条例は廃
止いたします。なおこの条例施行前現に設置されておりますすみれ
保育園でございしますが、この条例により設置されたものとみなすとい
うものでございませう。

別表でございしますが現在でございましてすみれ保育園の位置が、福
生市大字福生九五一番地、それから現在下河原に造つてあり
ます保育園の名称でございしますが、種々検討した結果現在設
置されてゐるのがやはり花の名称でございするとし、下河原の田んぼに造
つたという関係もあり、子供がすくすく立派に育つてもらいたい
ということから「つくし」という名称にしたわけでございませう。

位置いたしましたは福生市大字熊川一八九八番地でございする
が、この位置につきましては今後区画整理が完成いたしますと自

福生市議会



動的に位置の変更等お願いすることになつて思ひます。

ご参考までに定員でございしますが、すみれ、つくしとも八十名の
定員でございませう。なおこの定員でございしますが措置する児童
の年令につきましてはそれぞれ同じではございませう。ご参考までに
申しあげますと現在すみれ保育園におきましては一才から二才までが
十五名それから三才が二十名、四才以上が四十五名措置してありま
すが、つくし保育園におきましては面積の関係上、これは換地等の
関係もございしましたので一才から二才までが六名、三才が六名、四才児
以上が六十八名、計八十八名以上となつてゐるわけでございませう。

以上簡單でございしますが提案理由の説明といたします。慎重
ご審議のうえご決定くださるようお願い申しあげる次第でございま
す。

議長(石川信義君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないませう。

議長(石川信義君) 九番大野行夫君

九番(大野行夫君) ご参考までにお伺ひいたしますが、現在保育園

の園長はどなたがやっているのかお聞きしたいと思う。

議長(石川信義君) 福祉事務所長 森田 猛君

福祉事務所長(森田 猛君) 自席からお答えいたします。

現行条例でいきまうと園長は市長となっており、現在審議中の保育所条例ですが、お三条ご委任事項ができて規則で園長は福祉事務所長になるというように改正する予定でございませう。

九番(大野行夫君) それはまだこれから出るわけですか……

福祉事務所長(森田 猛君) そういうことです。現在は市長でございませうが、それを規則で定めまうので市規則になるわけでございます。

九番(大野行夫君) そういうものを早く作らないとこの条例からはずれてしまうという問題も出てくると思う。

福祉事務所長(森田 猛君) 現在例規審議会が通っておりますが、この条例が議決されましたならば公布する段取りになっております。

議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

議長(石川信義君) 八番中里元一君

八番(中里元一君) ただいま議題となっております議案第十三号については委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) おはかりいたします。ただいま中里元一君

から所定の賛成者を得て本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとり決まるに異議ございせんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) 異議なしと認めまう。よって本案は委員会付託および討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

議長(石川信義君) これより議案第十三号福生市保育所条例を採決いたします。

本案は原案のあり決まるに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって議案第十三号は原案どおり可決いたしました。

議長(石川信義君) これより暫時休憩いたします。
午後三時三十分 休憩

午後四時 五分 開議

議長(石川信義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(石川信義君) おはかりいたします。今日の会議時間は午後五時までとなっておりますが、議事上つごう上あらかじめ延長したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(石川信義君) ご異議なしと認めます。よって今日の会議時間は延長することに決定いたしました。

議長(石川信義君) 日程第十八議案第十四号昭和四十五年度福生

市一般会計補正予算(第六号)を議題といたします。

朗読を省略し、本案について提案理由の説明を求めます。

企画調査室主幹生子国利君

(企画調査室主幹生子国利君登壇)

企画調査室主幹(生子国利君) 昭和四十五年度福生市一般会計補正予算(第六号)についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、収入面におきましては確定した額を見込み、支出につきましては国、都の負担金による関連事業の事務を措置いたしました。その他については予算額の過不足の整理を行ない、行政運営を意図的に行ない、最大の予算効率をはかるための補正でございます。

一頁をお開き願ひまして、第一条につきましては四千二百四十九万二千円を追加いたしました。才入才出それぞれ十四億一千四百八万一千円と定めようとするものでございます。第二条におきましては債務負担行為の補正で、この債務負担行為の補正につきましては後

刻に説明申しあげますけれども東口における設計委託の関係でございませう。

次に二頁の才入におきましては市税で一千五百八十四万五千円を追加いたしました合計を五億五百七十八万五千円といたそうとするものでございませう。これは主として市民税の関係が主でございまして個人、法人それから滞納繰越金の一部が入りましての額でございませう。なお軽自動車税、タバコ消費税、電気がス程かそれれれ確定いたしました数字を計上してあります。地方交付税につきましては一千四百万円を追加いたしました合計二億二千五百三十七万四千円で、この一千四百万円の内訳けといたしましては普通交付税として市制により生活保護の一部を負担しておりますのでこの分といたしまして交付税でみられる額が確定いたしました。今回補正をいたしました次でございませう。国庫支出金につきましては国の給与改定が行なわれたために保育園の措置費の改定がありまして、主として国庫負担金の三百九十三万六千円の保育園の措置費の改定にともなう負担金でございませう。国庫補助金につきましては

ては学校栄養士職員に対する補助でございませう。次の国庫委託金につきましては基地があるがための各市町村の渉外事務的の費用の委託金でございませう。都支出金におきましては六百一十二万六千円の追加でございませうが、この大きなものは先ほど申しあげました国と同様に保育園の措置費の改定によりまして都の負担分でございませう。都補助金につきましてはこれは振興交付金の特定分が確定いたしましたので今回三百七十八万七千円を追加いたそうとするものでございませう。次の都委託金につきましては都知事選挙関係の事務費の関係でございませう。諸収入としては一応預金利子が百万円の増加が見込まれますのでこれを追加いたした次でございませう。雑入では国民年金の印紙売はらい代金とこれにともなう売下ばき手数料の収入を見込んであります。合計四千三百四十九万二千円を追加いたそうとするものでございませう。

才出につきましては当初申しあげましたとおり予算の整理を行なっておりますので一部そのようなものが多くみられます。また、議会費につきましては経常経費の支出による不足する金額を補

正しようとするものでございませう。終務費にあきましても同じような
予算措置でございませう。民生費につきましては先ほど申しあげま
したとおり国と都の補助によります。保育園措置費の関係が主た
るもので、児童福祉費で八百二十四万九千円、そのほかにつきましては
やはり需用費等の増減によつて生ずる補正でございませう。衛生費な
らびに農林水産費にあきましてもやはり經常経費の整理をした
結果生じた追加額でございませう。次の商工費につきましては四十五年
から商工会に対する補助基準ができたためにそれによつて計算をし
た結果不足を生ずる金額八百四十万円を追加しまして、四十五年
におきましては二百三十四万円の補助金ということになります。土木
費につきましては主として補正はございませんで金額は変わっておりま
せんが、一部国の補助金が減額になりました関係で一般財源に
かり替え措置で、財源内訳けの変更だけで事業費については変更
ございません。消防費につきましては百六十二万二千円の補正で、内訳
けといたしましては火災出動の回数が増えたために出動手当の増額をし
ていたものでございませう。その他は消防組合の負担金

の差額でございまして、組合の補正予算に基づきました予算を一般財
源から繰り出すということ。合計四十五年度は四千五百四十万五千円
となるわけでございませう。教育費につきましては各予算の整理によつて生じ

た経費の追加でございませう。公債費につきましては一般財源を国、都

補助等のふり替えによつて財源内訳けの措置をいたしました。この内容

につきましては学校用地の起債に対する都の利子補給分が新た

に入りましたので一般財源にふり替えたわけでございませう。諸支出

金につきましては土地開発基金の三千万円をございまして、予定いたしま

した本年度四千五百万円がこゝで積立てがございまして、

合計今までの金額が四十四年度、四十五年度の二年間にわたつて

八千八百万円が積立てになつております。予備費につきまし

ては内容的な整理を行ないました結果生じた額をここに追加

するわけでございまして、才入才出とも同じ額でございませう。六頁

の債務負担行為の補正でありますが、福生駅東口開発の認可

前の業務委託でございまして、認可されるまでに申請手続きの関係

から委託期間を四十五年度中となつておりますのを、四十五年度か

り四十七年度というように期間の変更ということでございます。

以上が補正六号の難はくな説明でございますが、よろしくご審議のうえご決定くださるようお願い申しあげます。

議長(石川信義君) 以上ご提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

議長(石川信義君) 十九番塩野鉄之助君。

十九番(塩野鉄之助君) この補正についてはきわめて適正な説明をいただきまして、毎年執行残が繰越金として五千万あるいは六千万というものが残りまして、決算でも指摘されたとおりでございます。本案におきましても予備費が一千万九千八百八十円となっておりますが、しかしながらこれから審議されます四十六年度の予算におきましては繰越金が千五百万円ということでございます。そういう面につきましてまだ国あるいは都からの交付金があるかどうかお聞きしたいと思っております。

議長(石川信義君) 企画調査室主幹 生子国利君。

企画調査室主幹(生子国利君) ただいまの国、都の補助金について

はすでにある程度組んでおりますので額としては五百万円ぐらいあると思っております。ただし予備費につきましてはかなり充当してあるものもありまので、したがって見通しとしては四十四年度のようなことは絶対になんとも思いません。むしろ相当減額繰越となる心配をしておりません。

議長(石川信義君) 十九番塩野鉄之助君。

十九番(塩野鉄之助君) 一応ただいまの説明で納得いたしますが、どうか執行残がないように物価上昇のあり方から適切な財源確保、要等について市長はじめ各課の課長も留意しまして、きわめて慎重な財政措置をといたさないことを要望いたします。

議長(石川信義君) 三番関米吉君。

三番(関米吉君) 市税についてお尋ねいたしますが、市税につきましては四十五年度で大体これで確定した額と理解していかうか、四十四年度決算においてはご承知のとおり四億六千七百七十六万円、補正六号におきまして四十四年度に比し大体二十六%の増加というふうになっておりますが、これで四十五年度は確定ということご理解